2.2　オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、郵便業務理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により常設の部会及び特別のチームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

2.3　例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関が個別に又はその議長が郵便業務理事会の議長及び事務局長と協議の上個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。予定される会合に厳に関する限り、制限の通報は、当該会合の十四日前までに（国際事務局が関連する招請状を発送した後十四日を経過する前に緊急の会合が招集される場合には、可能な限り速やかに）関係する諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーに送付されることが望ましい。したがって、このような通報は、関係機関の進行中の会合において必要と認められる排除又は書類へのアクセス制限の場合には適用されない。

第七条

一般規則第百二十条を次のように改める。

第百二十条　諮問委員会の構成

1　諮問委員会は、次のものから成る。

1.1　非政府機関（利用者、配達業務提供者又は郵便局員若しくはその雇用者を代表するものを含む。）、慈善団体、標準化に係る団体、金融及び開発に係る団体、郵便業務分野への物品及び業務の提供者、運送に係る団体、学術機関及び研究機関、シンクタンク及びこれに類する知識に立脚した機関その他これらに類する連合の任務及び目標の実現に貢献することに関心を有する組織

1.2　加盟国又は連合の機関（諮問委員会を含む。）により推薦された郵便分野の高名な人物

2　諮問委員会の全ての委員は、いずれかの加盟国に主たる事業の拠点を有し、及び当該加盟国が要求する場合には当該加盟国において正当に登録され、又は1.2に規定する高名な人物の場合にはいずれかの加盟国において恒常的な居住地を有していなければならない。

3　諮問委員会の運営費は、管理理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、同委員会の委員が分担する。この場合において、諮問委員会内部規則に定めるところにより、同委員会の委員の個別の法的性質及び財政能力に応じて、異なる負担金を適用することができる。

4　諮問委員会の委員は、いかなる報酬も受けない。

第八条

一般規則第百二十一条を次のように改める。

第百二十一条　諮問委員会への参加

1　諮問委員会への参加は、第百七条1.30の規定に従って管理理事会が定める申請及び承認の手続によって決定される。

2　前条2に定める要件の適用を妨げることなく、同条に規定する団体又は高名な人物が提出する諮問委員会への参加の申請には、関係する加盟国の書面による事前の承認又は推薦を添付する。

2の二　諮問委員会への参加の取消しは、第百七条1.30の規定に従って管理理事会が定める手続によって決定される。

3　諮問委員会の各委員は、自己の代表者を指名する。

第九条

一般規則第百二十二条を次のように改める。

第百二十二条　諮問委員会の権限

1　諮問委員会は、次の権限を有する。

1.1　管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの機関の書類及び報告書を検討すること。会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、第百九条2.3及び第百十五条2.3の規定に従い、例外的に、受領する書類を制限することができる。

1.2　諮問委員会の委員にとって重要な問題についての研究を推進し、及び当該研究に対して貢献すること。

1.3　郵便分野に関する問題を検討し、並びにこのような問題に関して議案、見解及び報告書の形で管理理事会及び郵便業務理事会並びに適当な場合にはこれらの理事会のそれぞれの機関に対して検討の結果を提供すること。

1.4　削除

1.5　第百七条1.22及び第百十三条1.7に定めるところにより、管理理事会が承認することを条件として及び同理事会の名において、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会が検討し及び意見を述べることを条件として、大会議に対し議案及び報告書を提出すること。

第十条

一般規則第百二十三条を次のように改める。

第百二十三条　諮問委員会の組織

1　諮問委員会は、管理理事会が定める枠組みに従って、各大会議の後にその組織を再編成する。同理事会の議長は、同委員会の組織のための会合において議長となる。同委員会は、当該会合において同委員会の議長を選出する。

2　諮問委員会は、連合の一般的な原則を考慮しつつ、並びに郵便業務理事会と協議の上及び管理理事会の承認を得ることを条件として、その内部組織及び内部規則を定める。

3　諮問委員会は、少なくとも一年に一回又はその活動のために適当と認める場合にはより多く会合する。各会合の期日及び場所は、同委員会の議長が管理理事会及び郵便業務理事会の議長並びに国際事務局長と合意の上決定する。

第十一条

一般規則第百二十四条を次のように改める。

第百二十四条　大会議、管理理事会及び郵便業務理事会における諮問委員会の代表

1　2の規定の適用を妨げることなく、諮問委員会の委員は、関連する第百九条及び第百十五条並びに大会議内部規則の規定に従うことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの委員会、常設の部会、特別のチームその他の機関の会合に参加する権利を有する。